

# 新規航路開設等支援事業補助金のご案内

<b>1. 対象者</b>			
外航船社またはその日本代理店			
<b>2. 補助事業（要件）</b>			
<b>(1) 新規国際基幹航路開設支援事業</b>			
対象となる航路：新たに神戸港に定期寄港する国際基幹航路 [北米、欧州、中南米、アフリカ、豪州]			
<b>(2) 新規航路開設支援事業</b>			
対象となる航路：新たに神戸港に定期寄港する中国(香港を含む)、台湾航路 (その後、航路が東南アジア等へ延伸した場合も変更承認を受けたうえで継続対象とする)			
《アライアンス再編・事業者統廃合を含む航路改編の場合》			
1週あたりの寄港数が増加、かつ1週あたりの船腹量合計が増加していること			
<b>【注意点】</b>			
①開設前2年以内に同種航路の神戸港への寄港停止、航路の廃止等をしていないこと			
②2027/3/1現在、対象航路の定期的な神戸港寄港が継続していること			
※3/1時点において対象航路の神戸港への寄港停止、航路の休廃止をしている場合は、それまでの寄港実績に関わらず補助金をお支払いすることはできません			
<b>3. 補助金の額</b>			
	(1)新規国際基幹航路開設支援事業	(2)新規航路開設支援事業	
	1寄港あたり 200万円以内	1寄港あたり 12万円以内	
	補助金の額 = 1寄港あたりの単価 × 実績寄港数 予算の範囲内で実施		
	《航路改編の場合の単価》 神戸港への1週間あたりの寄港数の増加割合に応じて決定		
<b>4. 補助対象期間（※事業満了日の考え方に注意）</b>			
補助対象期間…事業開始日から <u>2月・3月を除く12か月分</u>			
事業開始日：最初の神戸港入港日			
事業満了日：事業開始日から14か月後の前日(2月・3月に当たる場合は翌々月の同日)			
※交付決定前に新たに開設した航路は対象外（7/31までに交付決定した場合は4/1から対象）			
例：	事業開始日 (最初の神戸港入港日)	2026/7/31	2026/12/15
	事業満了日 (事業開始日から14か月後の前日、 2月・3月の場合は翌々月の同日)	2027/9/29 (9/31がないため9/30の前日)	2028/2/14 (2月・3月対象外) → 2028/4/14
	今年度の補助対象期間	2026/7/31～翌 1/31 ※2027/3/1 定期寄港必要	2026/12/15～翌 1/31 ※2027/3/1 定期寄港必要
	翌年度の補助対象期間 ※翌年度再度申請すること	2027/4/1～9/29 ※2028/3/1 定期寄港必要	2027/4/1～翌 1/31 ※2028/3/1 定期寄港必要
	翌々年度の補助対象期間 ※翌々年度再度申請すること	—	2028/4/1～4/14 ※2029/3/1 定期寄港必要

## 5. 手続き・提出するもの

① 交付申請 [最終2026/12/15まで ※4/1以降を補助対象とする場合は6/30まで]

・ 様式：補助金交付申請書(様式第1号)

② 交付決定 神戸市から交付決定通知を送付

③ (交付申請内容から変更が生じるとき)変更承認申請 [最終12/15まで]

例:航路サービス名、週当たりの便数、寄港地(ループ)、寄港数実績の減少(概ね4割以上)、  
**寄港数実績の増加など**

・ 寄港数実績の増加により、交付決定額から増額となる場合、この申請による承認を得なければ、補助金を増額することはできません。実績報告時に判明した場合は、寄港数実績に関わらず、交付決定額による交付となりますので、ご注意ください。

・ 様式：補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)

④ 実績報告 [2027/2/15まで]

・ 様式：補助事業実績報告書(様式第8号)

⑤ 交付額の確定 [3月下旬ごろ]

・ 神戸市から交付額確定通知を送付 (交付決定額と同額の場合は省略)

⑥ 補助金のお支払い [4~5月ごろ]